

令和5年度 第7回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和5年8月23日(水) 午前10時から10時20分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 小松哲也 | | | |
| | 委員 | 中本久美子 | | | |
| | 委員 | 細田耕治 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 山本雅美 | 次長兼給与課長 | 前田俊和 | |
| | 任用課長 | 尾田聡子 | 係長 | 米田康孝 | |
| | 係長 | 山口玲夏 | 係長 | 河崎卓哉 | |
- ※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 人事委員会告示の一部改正について(選考により採用する職関係)
- 議案第2号 選考により採用する職に係る承認について(知的障がい者)
- 議案第3号 選考により採用する職に係る承認について(理学療法士)
- 議案第4号 選考により採用する職に係る承認について(船舶乗組員)
- 報告第1号 鳥取県職員採用試験(令和6年4月採用予定 大学卒業程度(警察行政))の採用候補者の決定について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から第4号は公開、報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

人事委員会告示(選考により採用する職関係)の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり告示の一部を改正する。

- 1 改正する告示の名称
選考により採用する職(平成18年鳥取県人事委員会告示第1号)
- 2 改正理由
本県では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者の雇用の促進を図ることとし、現在、身体・精神・知的の3区分で障がい者採用試験を実施しているところ。
うち、知的障がい者採用試験において、軽度の知的障がいのため療育手帳の交付等に至らない特別支援学校高等部(知的障がい)の卒業生等の受験機会の拡大を図るため、試験区分の見直しを行い、さらなる障がい者雇用の促進を図ろうとするもの。

3 施行日
公布日

【質疑等】

委員：改正理由のとおり、意味のある改正だと思う。

委員：方向性、技術的にも議案のとおりでよいと考える。

◇議案第2号

選考により採用する職（知的障がい者）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 採用予定者数 2名（事務（Aコース）1名、事務（Bコース）1名）

2 採用予定時期 令和6年4月1日

3 配属先及び職務内容

（1）配属先

合格者の個々の適性等を考慮して決定。

（2）職務内容

会計事務（収入・支出事務）、物品の出納・保管事務、施設・設備の維持管理・環境整備、文書の収発・管理、簿冊の管理、ホームページの保守管理、データ入力・集計、資料印刷・製本 等

4 選考により採用しなければならない理由

本県では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者の雇用の促進を図ることとしている。

さらなる障がい者雇用の促進を図る観点から、対象を知的障がい者（特別支援学校高等部（知的障がい）卒業者を含む。）とする試験であり、全ての国民を対象に募集を行う競争試験にはなじまないと考えられることから、選考による採用とするもの。

また、障がいの特性から、実務への適性等、きめ細かな能力実証を行う必要があることから、任命権者において選考試験を実施するもの。

5 能力実証の方法等

（1）受験資格

①年齢要件

昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人（18～35歳）

②対象者

コースごとに、次のいずれかに該当する人

職種		要件
事務	Aコース	・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人 ・知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医によって知的障がい者であると判定された人
	Bコース	・学校教育法（昭和22年法律第26号）による特別支援学校の高等部（知的障害）を卒業した人又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの人

(2) 能力実証の方法

【1次試験】

- ・筆記試験（公務員として必要な一般的な知識及び知能（社会・人文・自然に関する知識、文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈等の能力）についての筆記試験）
- ・適性検査（職務遂行に関する適性についての検査）

【2次試験】

- ・人物試験（人物、作業能率（集計作業、資料整理などの職務内容に係る実技）、理解力及びコミュニケーション力についての個別面接）

6 試験実施スケジュール（予定）

8月25日（金）	募集開始
9月27日（水）	募集締切
10月9日（月・祝）	第1次試験
11月上旬	第2次試験
11月中旬	合格発表

7 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑等】

委員：改正理由にあった、受験機会を拡げすべての障がい者の方の受験を可能にすることは、意味のあることと感じる。

「目指すところ」は採用後に現場で生き活きと働いていただくこと。適切な人事配置に配慮しつつ、採用者の今後の成長を見ることができればと思う。

◇議案第3号

選考により採用する職（理学療法士）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
理学療法士	1名	早期退職者の発生による欠員補充のため

2 採用予定日

令和6年4月1日

（ただし、任用候補者の資格取得状況等により、それ以前に採用する場合もあり得る。）

3 配属先及び職務内容

(1) 配属先 総合療育センター、療育園、県立病院 等

(2) 職務内容 肢体不自由・運動発達遅滞児及び発達障がい児の理学療法（外来、入院、在宅）、地域におけるリハビリテーション、療育（園、学校、デーサービス等）の支援、指導 等

4 能力実証の方法

知事部局において選考を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

昭和63年4月2日以降に生まれた人（35歳以下）

イ 資格・免許

理学療法士及び作業療法士法第3条に規定する理学療法士の免許を有する人又は令和6年3月31日までに行為される国家試験によりこの免許を取得する見込みの人。

(2) 選定方法

- ・基礎能力試験（職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験）
- ・専門試験（職務遂行に必要な専門知識についての筆記試験 記述式3問）
- ・適性検査（職務遂行に関する適性についての検査）
- ・人物試験（個別面接による人物、専門知識についての口述試験）

(3) 試験実施スケジュール（予定）

- 8月23日（水） 募集開始
- 10月11日（水） 募集〆切
- 10月22日（日） 試験日
- 11月上旬（予定） 合格発表

5 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第4号

選考により採用する職（船舶乗組員）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
船舶乗組員 (航海士又は機関士)	1名	船舶乗組員は、専門性の高い職種で競争試験による人員確保が困難であるところ、早期退職者の発生により今後欠員が生じることから採用者を確保する必要があるため。

2 採用予定日

令和6年4月1日

(ただし、任用候補者の資格取得状況等により、それ以前に採用する場合もあり得る。)

3 配属先及び職務内容

(1) 配属先 境港水産事務所、水産試験場又は栽培漁業センター

(2) 職務内容

ア 航海士	イ 機関士
<ul style="list-style-type: none"> ・船上での操船及び見張り、無線通信 ・船体及び航海機器の保守点検 ・無線通信に係る業務 ・漁業取締業務又は調査・試験操業に係る漁労作業 ・炊事など船内での生活に関わる業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・機関の調整、スクリュウ操作による速度調整・制御 ・配管、各種ポンプ、発電機や電気設備の調整・保守整備 ・観測、漁労用ウインチ等の保守 ・漁業取締業務又は調査・試験操業に係る漁労作業 ・炊事など船内での生活に関わる業務

※業務によっては夜間における出勤や数日間海上に留まって調査活動を行う。

4 能力実証の方法

知事部局において選考を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

昭和48年4月2日以降に生まれた人（50歳以下）

イ 資格・免許

次のいずれかの要件を満たす者

ア 航海士	イ 機関士
船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する1級から6級までのいずれかの海技士（航海）及び電波法施行令第2条に規定する第1級海上特殊無線技士の免許を有する人又は令和6年4月1日までにこれらの免許を取得する見込みの人	船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する1級から5級までのいずれかの海技士（機関）の免許を有する人又は令和6年4月1日までにこの免許を取得する見込みの人

(2) 選定方法

- ・ 専門試験（専門的知識についての筆記試験、記述式3問）
※出題分野：（航海士）航海、法規、運用 （機関士）機関、執務一般
- ・ 適性検査（職務遂行に関する適性についての検査）
- ・ 人物試験（個別面接による専門知識、人物についての口述試験）

(3) 試験実施スケジュール（予定）

8月23日（水） 募集開始
9月27日（水） 募集〆切
10月 8日（日） 試験日
10月下旬（予定） 合格発表

5 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇報告第1号

鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 大学卒業程度（警察行政））の採用候補者の決定について、事務局が報告した。

六 次回人事委員会の開催

令和5年9月1日（金）午後3時00分から開催することとした。